

那覇市こどもの安心・安全対策支援事業補助金（障がい福祉課）交付要綱

（趣旨）

第1条 こどもの安心・安全対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年3月2日付け厚生労働省発障0302第5号）、こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱（令和5年2月28日付け障発0228第3号。以下「国実施要綱」という。）及び那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、児童発達支援センター等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 児童発達支援センター 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第43条に規定されている施設をいう。
- (2) 児童発達支援事業所 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号）第5条に規定されている施設をいう。
- (3) 放課後等デイサービス事業所 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号）第66条に規定されている施設をいう。

（交付の目的）

第3条 この補助金は、児童発達支援センター等の設置者が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、市の予算の範囲内でその経費を補助し、もって通所時等における児童等の安全確保に向けた取組を強化することを目的とする。

- (1) 送迎用バスの改修支援事業
- (2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- (3) 登降園管理システム支援事業

（交付の対象及び算定割合）

第4条 市長は、市内に所在する児童発達支援センター等の設置者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業ごとの補助事業者は以下のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の事業 児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

(2) 前条第1項第2号の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

(3) 前条第1項第3号の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

- 3 補助対象事業は、補助事業者が実施する事業とし、補助対象事業の内容、補助対象経費等及び補助率は別表に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。
- 4 補助金の交付額は、別表の第1欄に掲げる事業ごとに、同表の第3欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表第4欄の補助率を乗じて得た額とする。
- 5 前項において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする(前条第1項第1号の事業は除く)。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定める期日までに、こどもの安心・安全対策支援事業補助金交付申請書(第1号様式)及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、こどもの安心・安全対策支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 3 交付の申請が市長に到達してから30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、市長にこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付申請取り下げ書(第3号様式)を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめこどもの安心・安全対策支援事業補助金変更交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、こどもの安心・安全対策支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者に通知するものとする。

(事業の遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合には、任意の様式により速やかに事業遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、市長の要求があったときは、書面により市長に提出しなければならない。

2 市長は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の1月末日のいずれか早い日までに、こどもの安心・安全対策支援事業補助金実績報告書（第6号様式）及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、第10条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から15日以内に第6号様式の実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第14条 市長は、前条の報告を受けたときは、規則第13条の規定により、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にごどもの安心・安全対策支援事業補助金確定通知書（第7号様

式)により通知するものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて規則で定める割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、第10条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1)補助事業者が、規則、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2)補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4)交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 市長は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、規則で定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第17条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、第14条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入

控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定した場合（仕入れ控除額が0円の場合を含む）には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第9号様式）により市長に速やかに報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

（是正のための措置）

第18条 市長は、第13条の規定に基づき報告を受けた事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

（立入検査等）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は関係職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣が定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けなくてこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第22条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、当該補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附則

1 この要綱は、令和5年 月 日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

第1欄 （事業内容）	第2欄 （補助対象経費）	第3欄 （基準額）	第4欄 （補助率）
(1)送迎用バスの改修支援事業	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用 ※ 安全装置は、国土交通省定のガイドラインに定める性能基準を満たしている必要がある。 ※ 送迎用バス1台につき装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。	1台あたり175千円	定額
(2)ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	1事業所あたり200千円	4／5
(3)登降園管理システム支援事業	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	① 端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円 ② 端末購入を行う場合、 1事業所あたり700千円	4／5